

○ 官民の様々な人材が集積する**エリアプラットフォームの構築**やエリアの将来像を明確にした**未来ビジョンの策定**、ビジョンを実現するための**自立・自走型システムの構築**に向けた取組を総合的に支援し、多様な人材の集積や投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力の強化を図る。

未来ビジョン策定とビジョン実現のための**自立・自走型システム**の構築への支援

エリアプラットフォーム活動支援事業

②未来ビジョン等の策定



官民の多様な主体でビジョン共有

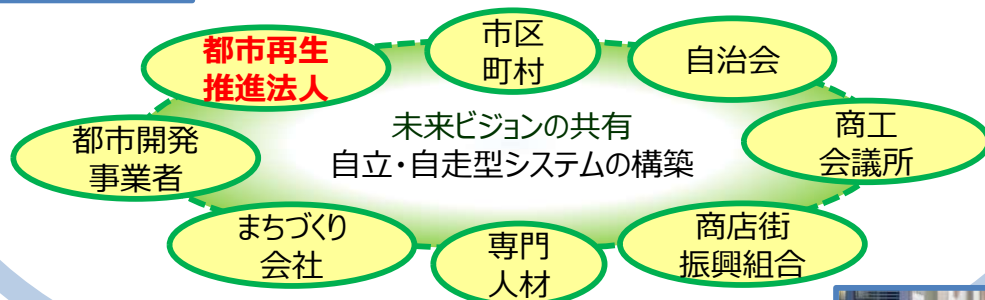
①エリアプラットフォームの構築

まちなか再生に向けたビジョン実現のために
一体となって取り組む人材の集積



(取組例)

人材の集積・ネットワークの構築
による持続可能な体制構築



* 構成メンバーのイメージ

(取組例)



取組や成果の効果的な情報発信による人材や投資等の確保

③成果連動プログラム型社会実験

未来ビジョンに基づく
エリアマネジメントの自走化に向けた取組



(取組例)

公共空間の活用等を通じた
賑わい創出・財源確保

普及啓発事業



都市再生推進法人の育成支援

<補助対象事業>

(1)エリアプラットフォーム活動支援事業

- ①エリアプラットフォームの構築
- ②未来ビジョン等の策定
- ③成果連動プログラム型社会実験

(2)普及啓発事業

<補助対象事業者>

(1)エリアプラットフォーム活動支援事業

エリアプラットフォーム
(都市再生推進法人を含むもの)

(2)普及啓発事業

都市再生推進法人、民間事業者等

<補助率>

定額：(1)①エリアプラットフォームの構築
及び(2)普及啓発事業

1/2：(1)②未来ビジョン等の策定
及び③成果連動プログラム型社会実験

エリアプラットフォームについて

「居心地よく歩きたくなるまちなか」をはじめとする内外の人材や様々な投資を惹きつける魅力・国際競争力が高い都市を構築するためには、**官民の多様な人材が集結するプラットフォームにおいて、エリアの未来ビジョンを議論し、将来像を共有することが重要。**

エリアプラットフォームの要件

※下記の要件を満たす都市再生緊急整備協議会及び市町村都市再生協議会も補助対象とする。

	エリアプラットフォームに必要な者	対象者イメージ
構成者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人その他のまちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする、又は活動に関心を有する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、会社、地域団体等のうち主要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人、まちづくり会社、都市開発事業者、市街地再開発組合、中心市街地整備機構 等 ・自治会、商工会議所、商店街振興組合、社会福祉法人、青年会議所、任意のまちづくり団体 等
参画や支援	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れたまちづくり活動実績のある者の参画や支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・中間支援組織（多様な分野の専門人材で構成される行政と民間事業者をつなぐ専門性を有する組織等）に所属する者 ・専門人材（大学の有識者等） 等

必要に応じてエリアプラットフォームに加えることができる者	対象者イメージ
<ul style="list-style-type: none"> ・国 ・関係都道府県 ・公安委員会 ・公共交通事業者等 ・都市開発事業を施行する民間事業者 ・独立行政法人 ・民間都市機構 ・金融機関 ・建築物の所有者、管理者若しくは占有者 ・公共施設の整備若しくは管理を行う者 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省、バス事業者、鉄道事業者、UR、地元信用金庫、銀行 公共施設の指定管理者 等

未来ビジョンについて

- 内外の多様な人材や様々な投資を惹きつける都市の魅力・国際競争力を備えた都市を構築するためには、官民の多様な人材が集うエリアプラットフォームにおいて**エリアの将来像等を共有**することが重要。

未来ビジョンに記載する事項

記載事項

○地域の特性の現況分析

都市の魅力や国際競争力を備えた都市を構築するため、現状のエリアの魅力（強み）や課題を抽出・分析。

○地域の特性を踏まえた目指す姿

内外の多様な人材に対し、魅力的でわかりやすいビジュアルにより、エリアの将来像を示す。

○目指す姿に向けた施策と役割分担

まちなかの将来像を実現するための方針や施策、実施体制（役割分担）を記載。

○目指す姿にむけたロードマップ

まちなかの将来像を実現するため、各段階ごとの取組の内容等を記載。

記載のイメージ

- ビジュアルで示すエリアの将来像



- 将来像を実現する方針・施策や主体

将来像	方針	施策	実施主体
目指す姿	① : ○○	① - 1 : ○○	都再法人
		① - 2 : ○○	○○市
	② : ○○	② - 1 : ○○	○○会社

- ロードマップ

■短期

(R○～ R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(ビジョンに基づく
施策の実施)

■中期

(R○～ R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の民間
投資 ○件 等)

■長期

(R○～ R○年度)
・具体的取組内容
・定量目標
(エリア内の地価の
改善 年度比○%)

官民連携都市再生推進事業（通称:官民事業）の補助対象事業

項目	内容	対象地域	補助対象事業者		補助率	補助年数
			都市再生推進法人が 参画する エリアプラットフォーム	研修事業者 （都市再生推進法人・ 民間事業者等）		
エリアプラットフォーム活動支援事業	①エリアプラットフォーム構築	未来ビジョンの作成を行うエリアプラットフォームの構築・運営に要する費用	全国	○※1	-	新規：定額※2
	②未来ビジョン等の策定	未来ビジョンや連携ビジョン※3の策定に要する費用（データ収集・分析、専門人材活用、勉強会・意識啓発活動等）	全国※4	○※6	-	新規・改定：1/2
	③成果連動プログラム型社会実験※5	都市の魅力や国際競争力を強化するための施策（目標設定と評価が適切に行われるものに限る）実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等に要する費用（公共空間等の活用促進や就業者・来訪者の受け入れ体制の構築等に要する費用）	全国	○※6	-	1/2
普及啓発事業	④都市再生推進法人の育成	民間まちづくり活動における先進団体が持つ継続的なまちづくり活動のノウハウなどを他団体に普及啓発することにより都市再生推進法人の育成を図る事業に係る経費	全国	-	○	定額

※1 エリアプラットフォーム構築の準備段階においてのみ、市町村（特別区を含む）を補助対象とする。
また、都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームも補助対象とする。

※2 年額1,000万円を上限とする。

※3 特定都市再生緊急整備地域で策定される連携ビジョンは、大都市の国際競争力の強化に資するものに限る。また、その他の地域で策定される連携ビジョンは、地方都市におけるイノベーション拠点の形成に資するものに限る。

※4 連携ビジョンの策定の補助対象地域は、特定都市再生緊急整備地域 又は 東京都特別区、大阪市 及び名古屋市の旧市街地を除く地域。

※5 エリアマネジメント活動の自走化に一定程度寄与するような目標設定と評価等が適切に行われる社会実験を対象とする。

※6 令和8年度においては、都市再生推進法人の参画が見込まれるエリアプラットフォームも対象とする。

官民連携都市再生推進事業 Q&A

1 エリアプラットフォーム（以下、「エリプラ」と言う）について

エリプラの役割とはどのようなものですか。	エリアの現状や課題等を踏まえて、エリアの将来像・それを実現するための取組をまとめた未来ビジョン等を策定し、策定後には、ビジョンに基づき、将来像実現に向けた取組を行います。
エリプラ数は1市町村あたり1プラットフォームに限定されますか。	限定はしていません。市域の各拠点等において、それぞれのエリプラが構築されることも想定しています。
エリプラが構築されたと見なされる要件とは何ですか。	エリプラの構成員や事務局等について、規約等を定めていることです。
オブザーバーとして参加する者も構成員と見なすことができますか。	エリプラは未来ビジョンの策定・共有を行う場であることから、オブザーバーは構成員としてみなすことはできません。
市町村がオブザーバーとして参画する場合、エリプラとして見なされますか。	上記回答のとおり、市町村が構成員ではなくオブザーバーの場合、エリプラの要件を満たしていないことからエリプラとして見なせません。
都市再生緊急整備協議会など、既に設置された協議会は補助対象者になることは可能ですか。	エリプラの要件を満たしていれば、既存の協議会も、補助対象者としています。
エリプラの要件の1つに、『様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者の参画や支援』とあるが「参画や支援」とはどのようなものですか。	様々な投資の誘発等によりエリアの価値向上に寄与した優れた活動実績のある者が、必ずしもエリプラの構成員となることを要件化するものではなく、オブザーバーや有識者等としての関与も想定し、「参画や支援」としています。
都市再生推進法人や既存のまちづくり会社等は、必須とする構成員と専門人材・中間支援組織を兼ねることができますか。	兼ねることができます。
法人格のない任意団体であるエリプラ、事業主体の対象となりますか。	法人格のない任意団体も対象となります。
エリプラに都市再生推進法人が参画するにあたり、A市にて指定を受けている都市再生推進法人が、B市のエリプラに参画する場合、未来ビジョン策定等に必要都市再生推進法人の参画要件を満たすことになるでしょうか。	A市で指定された都市再生推進法人がB市のエリプラに参画しても、B市において都市再生推進法人としての業務は実施できないため、適切ではないと考えます。よって都市再生推進法人参画の要件は満たしません。

官民連携都市再生推進事業 Q&A

2 未来ビジョンについて

<p>未来ビジョン等の策定の対象範囲の要件はありますか。</p>	<p>エリアの面積や人口密度など数値的条件を定めておりませんが、市の拠点など、エリア再生に関する取組が重点的に実施される区域を対象エリアとして想定しています。</p>
<p>未来ビジョン等の数は、1市町村あたり1ビジョンに限定されますか。</p>	<p>市域に複数の拠点機能が点在する地域にあつては、拠点ごとに未来ビジョンを策定することも可能です。</p>
<p>未来ビジョンの策定の対象エリアは、他の未来ビジョンの対象エリアと重複してよいですか。</p>	<p>未来ビジョン等は、エリアの再生に向けてエリアの将来像や取組を策定するものであり、1つのエリアで複数の未来ビジョンに基づく将来像があると混乱することから、原則重複できません。</p>
<p>1つのエリアプラットフォームで複数の未来ビジョンを策定することは可能ですか。</p>	<p>エリアプラットフォームは未来ビジョン等の対象エリアの再生に向けて、官民が一体となって取り組む組織体であることから、複数の未来ビジョンを策定することはできないこととしています。 なお、未来ビジョン策定後に未来ビジョンに基づく取組を行う中で、対象エリアの見直しを行うことは考えられます。</p>
<p>未来ビジョン等の「等」とはどのようなものですか。</p>	<p>地域の目指す将来像などを示した未来ビジョンに基づき、具体的な施策や役割分担、スケジュールを定めたアクションプラン、まちづくり計画などを想定しています。</p>
<p>未来ビジョン等に目標値の記載を要件としていますか。</p>	<p>要件化はしていません。</p>
<p>都市計画マスタープランを未来ビジョンとすることは可能ですか。</p>	<p>都市マスタープランを未来ビジョンとすることはできません。 なお、都市計画マスタープランに掲げられた「まちづくりの理念」や「全体構想」「地域別構想」を踏まえ、未来ビジョンを策定することが望ましいと考えます。また、地域別構想が策定されていない地域においても未来ビジョン等を策定することは可能です。</p>

官民連携都市再生推進事業 Q&A

3 成果連動プログラム型社会実験について

<p>社会実験については令和7年度の補助金交付要綱では「1事業あたり1年間に限る」とされていました。令和7年度までに事業を実施している場合は、令和8年度以降に事業を実施することは不可能でしょうか。</p>	<p>可能です。令和7年度までの「社会実験・データ活用」の実施年数は「成果連動プログラム型社会実験」の実施年数とはみなしません。 また、まちづくり分野における社会実験は、単年度では見極められない季節・年度ごとの変動や、住民・事業者・来訪者の需要変化等を把握する必要があります。さらに、公共空間の活用ルールや関係者間の費用負担のあり方の調整等、時間を要することが見込まれます。そのため、これまで「1事業あたり1年間に限る」としていた社会実験について、複数年実施することを可能としています。</p>
<p>地方都市イノベーション拠点形成にて連携ビジョンを策定しました。R8年度以降地方イノベーション拠点形成の社会実験・データ活用を要望予定でしたが、成果連動プログラム型社会実験を要望申請することは可能でしょうか。</p>	<p>成果連動プログラム型社会実験の募集対象、応募要件を満たすものであれば可能です。</p>
<p>令和8年度公募時に目標設定と評価を行うための「ロジックモデル」の提出を求められていましたが、作成する意図はなんですか。</p>	<p>未来ビジョンに基づくエリアマネジメント活動の段階的な活動効果や複数の活動における効果の相関性を可視化し、関係主体との合意形成や活動内容の見直し・改善に活用することが望ましいと考えるため、作成を応募要件としたものです。 ロジックモデルによる評価の方法については、「エリアマネジメントの評価ガイドライン(R6.4月 国土交通省)」をご確認ください。</p>
<p>未来ビジョンでアクションプランや目指す将来像等を定めています。ロジックモデルはそうした内容を活用し作成するものでしょうか。</p>	<p>ご認識の通りです。 未来ビジョンを策定する段階で、活動、結果、目指す将来像について、概ね明示していただいていることと思います。目指す将来像を実現するためには何が必要か、という観点から、逆算して効果(アウトカム)部分を記載いただくイメージです。</p>
<p>ロジックモデルの活動(アクティビティ)はいくつ定める必要がありますか。</p>	<p>掲載する活動の数は任意ですが、未来ビジョンに基づく主要な活動が定められることが望ましいものと考えます。(全てを網羅的に記載する必要はございません。)</p>
<p>結果(アウトプット)や効果(アウトカム)は、どの程度正確なものを記載する必要がありますか。</p>	<p>ロジックモデルは、評価結果を基に、エリマネ活動の効果や活動等の見直しの必要性等を考察するために活用いただくものです。そのため、結果(アウトプット)・効果(アウトカム)の項目立てや、評価指標は事業を進める中で、変わることが想定されます。</p>